

欧州対日直接投資の促進

日本経済研究所セミナー

アリソン・マリー

欧州ビジネス協会（EBC）事務局長

2004年3月5日

本日のこの会合の講演者としてお招きくださいました日本経済研究所に対し、お礼を申し上げます。欧州対日直接投資の促進に関する本日のプレゼンテーションの枠組を設けるために、まず、私自身と欧州ビジネス協会についての手短な背景情報と、日本の商環境・投資環境についての当協会の見解をご紹介しておくことにします。

私は、EBC 事務局長のアリソン・マリーと申します。このスライドに示してありますとおり、EBC は欧州 17 カ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門です。欧州各国商工会議所会頭の特別委員会として 1972 年に発足した EBC は、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、様々な活動を行っています。EBC の主な目的は、通商政策関連の活動を通じ、日本における欧州企業の利益を推進することです。

EBC の現会長は、シャネル株式会社代表取締役社長のリチャール・コラス氏です。EBC 会長を務めて今年で 3 年目になります。EBC は、このスライドに列記してあります 27 の産業別委員会の審議を通じ、EBC としての政策と提言を策定します。産業別委員会は、航空、銀行業、人的資源、電気通信といった多岐にわたる業種を含んでいます。これらの委員会のメンバーは、在日欧州企業の最高幹部です。EBC は、事務局長、政策ディレクター、サ

ポート・スタッフからなる事務局を有しています。

EBC の主な活動は次のとおりです。

- 日本でビジネスを行う欧州企業が直面する障害を確認し、政府政策の変更を求めて日本政府に働きかけること。
- 日本の商環境に関する情報を欧州委員会および EU 加盟国に提供すること。
- 政府の審議会や特定の公聴会に参加すること。
- 日本政府のパブリックコメント手続を通じ、立法案についてコメントすること。
- EBC 産業別委員会を代表して、OTO（市場開放問題に関する苦情処理推進本部）の公聴会に参加すること。
- 年次 EBC 報告書として政策案を発表すること。たとえば、
 - *断固たる改革による対日投資促進：日本の商環境に関する EBC 報告書 2003 年*
- 日欧ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル等のハイレベル・ビジネス・フォーラムに参加すること。

欧州の日本観

EBC での経験から申しますと、欧州企業は日本に深く根付いたプレゼンスを有していると思います。シーメンス株式会社やスウェーデン企業のガデリウスなど、一部の欧州企業は、1 世紀近く前、あるいは 1 世紀以上前から日本で活動しています。また、ルノーやダイムラー・クライスラーといった企業は、日本の一流企業と重要な提携を結んでいます。

すでに日本で活動している欧州企業は強力なコミットメントを有しています。日本語を話し、長年日本に住み、日本人の奥さんをもつ欧州人社長を置いている企業も数多くありま

す。欧州企業は、日本が依然、世界の GDP の 13%を占める世界第 2 位の経済大国であることを承知しています。日本は世界の累積現金貯蓄高の 25%を保有しています。したがって市場は膨大です。日本の市場は高度の均質性を特徴としています。東京でよく売れる物は、日本のどこでもよく売れます。直接的な参入障壁はごくわずかしきありません。

とはいえ、日本における欧州企業のプレゼンスは、欧州における日本企業のプレゼンスをまだ下回っています。日本は依然、海外からの直接投資の対象としては困難且つ高コストの投資先とみなされています。

なぜそうなのでしょう？

日本は新事業創設に門戸を開放しているのでしょうか？

次の点では「イエス」です。

1. 工業製品に対する日本の平均関税率は、すべての先進工業国中、最低クラスです(2002年は 2.7%)。
2. 農産物関税についてさえ、関税率は驚くほど低いです。(EU では平均 20%、OECD 加盟国は平均 36%であるのに対し、日本は平均で 12%)
3. 投資の制限はほとんどなく、実際、日本で事業を興すのは比較的容易です。

...そして次の点では「ノー」です。

日本は巨大で魅力的な市場です... それほど開放されているのなら、なぜもっと多くの外国企業が日本に進出していないのでしょうか？ たとえば、国内投資に対する対日投資の比率はわずか 1%です。言い換えれば、日本に投資される 100 円のうち、海外からの投資分は 1 円しかありません。GDP に対しての、海外からの対国内直接投資の比率は、英国は 38.6%、

米国は 25.1%、ほとんどの先進工業国では 20%以上となっています。これに対し、ご承知のとおり、日本の場合はわずか 1.2%です。それに引き換え、中国の 2002 年の海外からの対国内直接投資は日本のほぼ 6 倍の比率で、規模にすると累積対日直接投資額全体と同等でした。

こうした数字は、日本が開放されているとはいえ、ビジネスにとっては必ずしも開放されていないことを物語っています。企業が日本で事業を興すことや事業を拡大することを計画している場合、次のような多くの難問がまだあります。

透明性の問題

—

- 当面する問題について規制当局から拘束力ある書面による明確化を得ることは困難です。
- 特定の状況において規制当局がどう反応するかを予測するために企業が利用できる規制面の先例集が往々存在しません。
- 規制当局によって下される決定は往々、国民一般には公開されない判断基準に基づきます。
- 決定は往々一貫性を欠き、企業は常々、恣意的な処遇について不平をもらします。

規制の重荷の問題

- 規制当局は、製品承認プロセスを過度なまでに事細かに管理します。
- 多くの規制は確かな科学的根拠がありません。
- 多くの規制要件は重複しています。
- 多くの規制要件は時代遅れです。
- 多くの規制は国際的なベストプラクティスに適合していません。

その他の難問...

- 日本の景気停滞
- 競争環境
- 水際規制問題
- 税制環境
- 人事面の考慮事項 — 日本人労働者の忠誠心に起因する、おおかた移動性に欠ける労働市場
- 文化的問題 — 言葉・習慣・業務手続の問題、購買者行動、流通システム、意思決定の緩慢さ、根回しの必要性等々

その結果は？

—

実際面の諸問題は、日本でビジネスを行うコストの高さにつながり、投資意欲に水を差します。

対日直接投資の促進

欧州企業による対日直接投資を促進するためには何をする必要がありますでしょうか？

実効あるインセンティブ、とりわけ減税

日本の多くの都道府県は、建設前の用地におけるオフィスおよび工場スペースのリーズナブルな賃貸料を始めとする、様々なインセンティブを設けています。一部の都道府県は、雇用される地元住民の人数に応じて補助金を提供しています。EBC では、こうしたインセンティブは、確かに役には立つものの、景気を回復させるために必要とされる水準の投資を誘致するほどの効果はないとみています。

たとえば韓国は、海外からの投資をいろいろな形で誘致するため政策減税を設けています。製造業をサポートする先端技術やソフトウェア産業にからむほとんどの新事業は、7年間は法人税・所得税が免税され、8~10年目は50%減税となるといった、免・減税を受けることができます。

海外からの直接投資の大半は合併買収の形をとります。国境を越えた合併に対しても日本企業同士の合併の場合と同じ税制上の扱いをするよう財務省を説得すべきであり、国境を越えた企業再編成を促進するために、商法やその他の会社法を改正すべきです。

先頃導入された外形標準課税は、利益以外の基準に基づいて法人事業税を課し、都道府県による歳入を引き上げることを目指すものであるため、対日直接投資にとっての大きな阻害要因であり、廃止するか、少なくとも数年間は適用を見合わせるべきです。

新規および既存の市場参加者にとっての主要なビジネス・チャンス

「民間を犠牲にした公共サービス」

欧州では、政府が特定の行政サービスを民間団体に委託するなら、公共部門をより効率的、公共サービスをより効果的なものにしようことが広く認められています。公共部門と民間部門の間での資源と技能の共有は、現在、欧州投資銀行を通じて欧州委員会と、欧州の民

間部門との官民協調へとつながっています。

都道府県・公共企業体の民営化と民間部門へのアウトソーシングは——郵政と道路だけでなく、上下水道、廃棄物管理、福祉施設も含めて——すでに日本に投資を行っている欧州企業や、一層重要なことに、日本にまだ進出していない大手欧州企業からの多額の投資を誘致する大きな投資機会を生み出すことになるでしょう。たとえば、世界銀行によると、世界の上下水道市場は 8,000 億米ドルもの価値があり、化石燃料市場に匹敵する市場規模となっています。都道府県における公共給水処理事業の民営化は、入札手続がオープンで公正なものとなるなら、多数の欧州企業を惹きつけることになるでしょう。都道府県には、政策金融機関との提携によって補完する形で、公共事業を民間部門にアウトソースする機会が豊富にあります。

規制改革

都道府県は、ビジネスの阻害要因として働く国の規制改革問題を積極的に支持することによって対日直接投資を促進することができます。地方自治体は規制改革問題について政府に働きかけることもできます。地方自治体は、企業が直面する諸問題を理解し、特区制度を利用して、特区で事業を始めることを企業に奨励することもできます。

潜在的な対日直接投資を阻んでいる主要な規制改革問題の具体例をいくつか挙げます。

- 企業は、透析機などのハイテク機器による治療を提供する医療施設を所有できません。

日本の食品添加物規制は、他の先進工業国と足並みが揃っていません。たとえば FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) が安全と認めている 600 余の添加物は、世界中で広く使用されている多くのものを含め、日本では認められていません。こうした状況は、欧州の食品の輸入や関連の投資にとっての障壁となっています。しかも、日本で認められている 828 の食品添加物のうち、JECFA が認めているものは 294

にすぎません。

- 人体用のワクチン／診断薬については国家検定が廃止されているにもかかわらず、動物用のワクチンや診断薬については国家検定が依然義務付けられています。
- 医療機器、診断薬、医薬品といった医療製品の償還価格が近年大幅に引き下げられて、ヘルスサイエンス分野の生産者が新製品開発や設備に投資することがますます困難になっています。
- 2000年6月に制定された改正大店立地法のもとで地方自治体に申請される事業免許申請は、処理されるまでに1年以上かかる場合があります。地方自治体によっては、申請に新たな条件を課しているところまであり、改正法の主旨とは逆に、手続を一層複雑化させています。
- 連結納税制度を利用することを選択する企業に課せられる2%の付加税は撤廃されるべきです。欧州ではそうした税は存在しません。
- 公共入札における予定価格制度を廃止すべきであり、指名手続の透明性を高めるべきです。
- 港湾荷役サービスの競争入札は、公開入札によって行われるべきです。
- 挙げればきりがありません。「断固たる改革による対日投資促進：日本の商環境に関するEBC報告書2003年」をご参照ください。

対日直接投資への反対を克服し特定投資家を誘致するための国および都道府県レベルの強力な指導力

地方の人々の間での対日直接投資に対する関心、受容性、理解を高め、失業等、対日直接投資にまつわる俗説を払拭するためのイベント・キャンペーンや広告を展開すべきです。現実には対日直接投資は次のことにつながります。

- 雇用の増大

- 資本流入の増大
- 生産性の向上
- 地元雇用の増大
- 技術ノウハウの増大
- 新しい経営方法
- 収益性の 10%向上
- 従業員 1 人当たりの研究開発支出増大
- 平均賃金の上昇

都道府県はまた、新規投資家に進んで接触して地元への誘致を図り、投資家と協議して投資プロセスを促進すべきです。リーズナブルな賃貸料でオフィスや工場スペースを提供するだけでは十分ではありません。

- 特区申請に向けて特定の企業に的を絞り、規制障壁を克服または削減するための方法を探ること。
- 特定の企業ニーズ向けの投資プログラムを策定すること。韓国では、土儀は均等ではなく、資金を移動させるだけの国内企業による投資よりむしろ、国内に新たな資金を持ち込む企業による投資にとって有利なものとなっています。
- 企業の投資の手續面を合理化しお役所対応の迅速化を図るための「アシスタント」を配置すること。
- 前述のような魅力的な政策減税を提供すること。
- 外資系企業の日本人社員向けの英語トレーニングをサポートすること。
- 都道府県の高官（知事レベル）によって提供される奨励・支援を、地方自治体における実施レベルでの敏速な行動へと速やか且つ積極的に移すこと。

サクセス・ストーリー

- カルフール：

すでに千葉に店舗を構えていたカルフルは、過去3ヶ月間に関西地域でさらに4つの新店舗を開設しています。

- イケア

期待を大幅に下回るペースながら、イケアは大規模店舗を開設するための2つの用地 — 1つは千葉、もう1つは川崎 — の買収に成功しました。最初の店舗は2005年に開店の予定です。

- フレゼニウス

ドイツの大企業フレゼニウス・メディカルケアは、知事を始めとする県関係者の積極的な支援のおかげで、福岡に工場を開設しました。同社の工場建設決定を受けて、県は、工場建設から求人に至るまでの詳細な支援を提供し続けました。

- シャネル

シャネルは2002年に銀座のダイエービルを買収するために多額の資金を投じ、目下、この場所での同社アジア本部建設にさらに投資しています。同社は今年5月にこの新社屋へ移転し、今年12月に正式オープンすることになっています。同社は知事の支援と奨励を得て、千葉に大規模流通センターも建設しました。

- イナジー・オートモーティブ・システムズ

イナジー・オートモーティブ・システムズは、北九州市当局者の積極的支援のおかげで、2003年に北九州市に工場を建設しました。

結論として、日本の政府と都道府県自治体は、情報の普及、Invest Japan (対日直接投資総合案内窓口) でのワンストップショップの開設、特区の設置等の措置を通じ、対日直接投資

の促進に鋭意努めてきたと言わなければなりません。しかしこれらは、今後 5 年間で対日直接投資を倍増させるという小泉首相の目標の達成にはつながらない、いくぶんその場しのぎの措置としかみなせません。大規模の改革と本格的なインセンティブが必要です。